

各位

2022年9月1日
株式会社シーイーシー

株主総会資料の提供方法変更に関するお知らせ

会社法改正により株主総会資料の提供方法が原則ウェブ化されますので、以下の通りお知らせいたします。

2022年9月1日の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が施行され、2023年3月以降に開催される株主総会から、株主総会資料⁽¹⁾は当社ウェブサイト等に掲載し、議決権を有する株主の皆さまのお手許には、簡易な招集ご通知⁽²⁾と議決権行使書のみをお届けする予定となっております。

インターネットのご利用が難しいなどのご事情がある株主様で、2022年9月1日以降に「書面交付請求」⁽³⁾を行っていただいた場合には、株主総会資料を従来通り書面でご送付することが可能です。

※(1)株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類をいいます。

(2)簡易な招集ご通知とは、次の内容のみを記載したものをいいます。

- ・株主総会の日時および場所
- ・株主総会の目的事項（決議事項や報告事項等の項目）
- ・議決権の行使方法（議決権行使書を用いる方法又はインターネットからの行使方法等）
- ・株主総会資料を掲載するウェブサイトのアドレス

(3)書面交付請求は、以下の2種類のいずれかの方法をもって、事業年度の基準日（当社の場合、1月末）までにお手続を完了する必要があります。お手続きには2週間以上かかる場合もございますので、余裕をもってお手続きを行ってください。

①証券会社にお申し出の場合

ご自身が口座開設している証券会社にお問合せください。

②株主名簿管理人にお申し出の場合

三井住友信託銀行株式会社証券代行部（専用ダイヤル：0120-533-600：土日・祝祭日および年末年始を除く、平日9:00～17:00）へお問合せください。

以上